

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

< 重要事項説明書 >

令和 6 年 6 月 1 日現在

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- (1) 電 話 0 4 2 8 (7 6) 2 0 4 1
- (2) 受付時間 午前9時30分 ~ 午後5時00分まで
- (3) 担 当 者 豊島 大輔 ・ 池田 裕一

2 施設概要

(1) 運営の方針

当施設は、担当介護支援専門員の作成する、居宅サービス計画書に基づき施設サービス計画を作成し、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた施設生活を営むことができるよう援助していきます。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	指定介護老人福祉施設 喜久松苑
所在地	東京都青梅市柚木町2丁目462番地の1
介護保険法	介護老人福祉施設（東京都第1372800134号）
老人福祉法	特別養護老人ホーム
その他	生活保護法適用施設

(3) 設備概要

定 員		2 名（併設利用型）
		3 名（空床利用型）
居 室	専用個室	2 室（1室 12.90㎡）
	個 室	18室（1室 16.50㎡）
	2人部屋	4 室（1室 16.50㎡）
	4人部屋	18室（1室 34.00㎡）
浴 室		一般浴、特殊浴槽があります。
静 養 室		2 室
医 務 室		1 室
食 堂		1 室
機能訓練室		1 室

(4) 職員体制

職 種	職 種
管理者(施設長)	機能訓練指導員
嘱 託 医	介護支援専門員
生 活 相 談	介 護 職 員
看 護	事 務 職 員
管 理 栄 養 士	

配置医師による診察日

診 療 科	医 師 名	曜 日	時 間
内 科	小笠原医師	毎週月曜日	13:30~15:30
精 神 科	藤本医師	隔週月曜日	9:00~ 9:20

3 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

包括的自立支援プログラムを使用します。

(2) 食事

管理栄養士により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。食事は原則として食堂をご利用いただきます。

食事時間 朝食 7:30~
昼食 11:45~
夕食 18:00~

(3) 排泄

利用者の状況に応じて排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(4) 入浴

利用者の身体状態に応じた、入浴方法にて対応します。

(5) 健康管理

利用中の血圧、検温などの健康チェックを行います。

主治医との連携を図り、利用中の健康管理に努めていきます。

(6) 生活介護

寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

清潔な寝具を提供します。

包布交換は、年2回行います。ただし、必要な場合は、その都度交換します。

布団乾燥消毒は、年2回行います。

(7) 機能訓練・生活リハビリ

主治医の指示等に応じ、機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。また、残存機能を活かし日常での生活動作を取り入れた生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。

(8) 生活相談

利用者および家族からの相談について、担当者（生活相談員）が誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(9) 生きがい活動

施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。

① 季節行事

② グループ活動

(10) 所持品保管

若干の身の回りの品については、居室に備え付けの収納庫に保管いたします。

(11) 金銭等の管理

なるべく、金銭等の持ち込みは、ご遠慮いただいております。
利用前に、担当者へご相談ください。

4 ご利用の手続き

担当介護支援専門員に、ご連絡いただき、利用調整を行います。
ご利用希望日程に応じては、利用調整が困難な場合もあります。

5 利用期間終了前の退所

利用期間中、利用者の体調等に応じて、途中での利用中止となることがあります。
その場合、主治医への連携を図り、家族への連絡後、必要とする対応を図っていきます。

6 契約終了

以下の場合、契約途中であっても、双方の通知がなくして、自動的に契約の終了をいたします。

① 利用者が介護保険施設へ入所した場合。

① 利用者がお亡くなりになった場合。

② 利用者及び家族、関係者からの申し出があった場合。

7 施設を利用するにあたっての留意事項

(1) 面会

面会時間は、午前9時30分から午後5時までとなります。

(2) 食べ物の持ち込み

健康管理・衛生管理上、食べ物の持ち込みは、ご遠慮ください。

(3) 外出

必ず行き先と帰所時間、食事の有無など、必要なことを職員にお申し出ください。

(4) 喫煙

利用前に、ご相談ください。決められた場所での喫煙となります。

(5) 飲酒

ご遠慮ください。

(6) ペット

ご遠慮ください。

(7) その他

施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動等をご遠慮ください。

8 サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成し、これを契約終了後2年間は保管します。

9 秘密保持の厳守

(1) 施設およびすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し利用者の個人情報を提供しません。

10 緊急時の対応方法

(1) 利用者に容体の変化などがあった場合は、主治医に連絡する等、必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

(2) 介護事故防止発生時は、事故発生の防止及び発生時対応の指針に基づき利用者の生命の安全を最優先に迅速に対応するとともに、その他施設マニュアルに基づき、家族へ迅速に連絡いたします。

11 非常災害対策

(1) 主な防災設備

スプリンクラー設備、屋内消火栓、消火器、煙熱感知器、自動火災報知機、非常通報装置、避難設備等を設置しています。

(2) 防災訓練

年間計画を作成し、月1回防災訓練を実施します。
また、所管消防署との協力連携を図っています。

(3) 防火責任者 志 水 栄 一

1.2 サービス内容に関する苦情・相談

利用者、家族等からの苦情、相談に対する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

(1) 当施設利用者苦情・相談担当

担当窓口 坂本 義雄 連絡先 0428 (76) 2041

(2) 当施設以外に、市役所等の行政機関でも苦情・相談窓口が設置されています。

青梅市健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係（青梅市役所） 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1 TEL 0428-22-1111
東京都国民健康保険団体連合会（国保連合会苦情相談窓口） 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 介護保険指導課介護相談窓口担当 TEL 03-6238-0177
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課（介護保険制度相談窓口） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 介護保険制度相談専用電話 TEL 03-5320-4597
権利擁護センターおうめ（福祉サービス利用相談窓口／青梅市） 〒198-0042 東京都青梅市東青梅1-177-3 福祉センター内2階 TEL 0428-23-7868

1.3 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真光会（しんこうかい）
代表者役職・氏名	理事長 野崎 武
本部所在地・連絡先	所在地 東京都青梅市長淵4丁目377番地 特別養護老人ホーム リバーパレス青梅 電話 0428 (23) 4038 FAX 0428 (23) 4039
当施設での併設事業所	① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム喜久松苑） ② 通所介護事業（喜久松苑デイサービスセンター） ③ 居宅介護支援事業（喜久松苑居宅介護支援事業所）
法人で運営している事業所	① 介護老人福祉施設（4箇所） ② 短期入所生活介護（4箇所） ③ 通所介護事業所（4箇所） ④ 訪問介護事業所（1箇所） ⑤ 居宅介護支援事業所（2箇所）